

令和２年度共有貨物船建造事業者募集要領

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
共有船舶建造支援部建造促進課

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目５０番地１（横浜アイランドタワー）

電話 (045) 222-9138

FAX (045) 222-9150

ホームページアドレス <https://www.jrnt.go.jp/>

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、令和２年度において機構と費用を分担して貨物船を建造する共有貨物船建造事業者（以下「事業者」という。別表除く。）を次の要領により募集いたします。

１．申込資格者

貨物船の申込者は、以下に掲げる要件に該当する事業者とします。

- ① 内航海運業法に基づく内航海運業の登録を受けている法人事業者または法人を設立して同事業の登録を受けようとする者（登録を受けている個人事業者が法人化する場合を含みます。）であること。
- ② 内航海運業法に基づく内航海運業の登録を受け、内航海運事業の登録を受けている法人事業者とともに建造する個人事業者で、法人事業者が当該建造船舶の船舶管理人となること。
- ③ 平成３年５月１５日に公布された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）」第３２条第１項に該当しないこと。

２．建造条件

建造申込みに際しては、次に掲げる要件を充たす必要があります。

- ① 日本内航海運組合総連合会の建造認定を必要とする貨物船を建造しようとする場合には、その起工認定を得ていること。

なお、認定内定を受けている場合、または建造認定を申請中（予定している場合も含みます。）の場合であっても申し込みができます。

- ② 建造しようとする船舶が、申込者自ら運航する場合は主要荷主の積荷保証を原則として１０年以上、貸渡を行う場合は用船者の用船保証を原則として１０年以上得ていること。

なお、必要に応じて上記の保証期間の延長を求める等、別途債権保全に必要な条件を付す場合があります。

３．建造船舶の対象

建造船舶は、次の①～③に掲げる要件全てに該当する貨物船とします。

- ① １００総トン以上又は長さ３０メートル以上である鋼製の船舶であること。
- ② 別表「政策要件別分担割合及び利率の増減」のいずれかの政策要件に該当すること（上乗せ要件のみでの適用はできませんので、他の政策要件と併せての申込みが必要です）。

ただし、下記(a)もしくは(b)は建造できません。

(a) 油送船又は特殊タンク船で、二重船体構造（二重船殻構造（フルダブルハルタンカー）又は二重船底構造（ダブルボトムタンカー））を有さない船舶

(b) 土・砂利・石材専用船

③ 建造する船舶の使用に関し、所轄地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。）の登録事項の変更登録が得られるものであること。

4. 機構が分担する建造費用の範囲及び分担割合

(1) 機構が分担する建造費用の範囲は次に掲げる費用とします。

① 船舶建造工事請負費

造船所との建造工事請負代金（消費税を含む。）

② 機構乗出費用（建造利息、工事監督費、その他の直接費）

③ 建造等納付金相当額（暫定措置事業対象船舶に限る。）

原則として、建造予定船舶の建造等納付金額（建造等納付金単価×載貨重量（容積）。手数料、消費税を除く。）となります。（お申込みの内容により、一部分担ができない場合があります。）

(2) 建造費用に対する分担割合の上限は、別表「政策要件別分担割合及び利率の増減」のとおりとします。

5. 建造船舶の仕様

建造船舶の船体寸法、構造、設備等の基本計画は、合理的かつ経済的な船舶となるよう配慮の上、作成してください。（基本計画の作成については、機構でもご相談に応じております。）

6. 共有関係

建造した貨物船は、機構と事業者との共有にて登記いたします。この場合の持分割合、共有期間等は次の各項のとおりとします。

(1) 持分割合

機構と事業者の持分割合は、建造費用の分担額の割合と同一といたします。

(2) 共有期間

共有期間は、次表のとおりとします。

船 種	2,000総トン以上	2,000総トン未満
貨 物 船（引船・はしけを除く）	15年	14年
セメント専用船	15年	14年
油 送 船	13年	11年
特殊タンク船（薬品送船を除く）	13年	11年
薬 品 送 船	10年	10年
引 船	14年	14年
は し け	12年	12年

※注 上記各期間とも最長３年間の延長制度がありますが、その場合、原則として共有期間全体の積荷保証または用船保証の提出が必要です。

(3) 船舶使用料

事業者は、機構に対し毎月２５日までに次の方法で計算した額の船舶使用料をお支払いいただきます。

船舶使用料は、機構持分額の減価償却費相当額と残存簿価に対する利息相当額との合計額とします。

- ① 減価償却費相当額は、機構持分額からその１０％を控除した残額を共有期間（据置期間を設定する場合は、共有期間から据置期間を差し引いた期間）で除して算定します。

なお、据置期間は、機構が特段の必要性があると認めた場合に限り設定することができますが、その期間は１１ヶ月以内とします。

- ② 利息相当額は、機構が定める方法により決定される使用料利率を基に算定します。

使用料利率は、契約、起工、進水、竣工毎の機構から造船所への支払額及び、機構所定の計算により算出した利率を加重平均して決定いたします。

(4) 利率

- ① 共有期間中同じ利率である固定型（以下「固定型」という。）と共有期間５年目毎に見直しの行われる見直し型（以下「見直し型」という。）のいずれかを選択できます。

また、機構分担額について、固定型と見直し型をそれぞれの割合に応じて適用する併用も可能です（割合については、機構分担額を１０割として１割きざみで設定することができます。）。

なお、建造決定時に選択された方法は、共有期間中変更することはできません。

- ② 共有年数及び固定型、見直し型毎に基準となる利率（以下「基準利率」という。）を設定しており、基準利率に別表「政策要件別分担割合及び利率の増減」の増減利率を加味いたしますが、政策要件、上乘せ要件それぞれ一項目ずつの適用となり重複適用はできません。

また、上記に加え信用リスクに応じて所定の増減利率が適用されます。

(5) 船舶保険

共有貨物船は、その共有期間中、事業者の負担で機構が定める条件での船舶保険を付していただきます。

(6) 共有終了

事業者は、共有期間満了日に機構持分の残存価額をもって機構持分を買い取っていただきます。

買取後、機構は機構持分を事業者に譲渡し、共有が終了いたします。

(7) その他

共有貨物船の運航その他の使用管理に関して生ずる費用及び収益並びに債務その他の一切の責任は、事業者に帰属します。

また、共有貨物船に係る固定資産税その他の公租公課、登記、登録等の手続き及びその費用は、すべて事業者の負担となります。

なお、機構持分に係る登録免許税は非課税となります。

7. 申込期限等

(1) 申込締切日

令和3年2月28日となります。

なお、申込は随時受け付けており、工程を勘案して審査をいたします。

(2) 申込書の提出先及び提出部数

申込書及び附属書類は、機構に1部提出（持参または郵送）してください。

なお、押印の必要のない書類については、電子データで提出することもできます。

(3) 共有建造制度は、毎年定められる機構の予算の範囲内で実施されます。予算の状況によっては、お申し込みのご希望に沿いかねることもありますので予めご了承ください。

8. ご相談、お問い合わせ

建造についてのご相談は建造促進課または最寄りの機構業務相談室（別紙をご参照ください。）までお気軽にお問い合わせください。

なお、申込書及び附属書類の用紙は、下記いずれかの方法にてお受け取りいただけます。

- (1) 機構ホームページ (<https://www.jrtt.go.jp/>) からダウンロード
- (2) 機構建造促進課に連絡（電話（045）222-9138）
- (3) 各地区の船舶整備共有船主協会機構業務相談室にて入手

別表「政策要件別分担割合及び利率の増減」

政策要件		機構分担割合の上限		基準利率からの増減利率	
		中小企業者 （注P）	中小企業者 以外	中小企業者	中小企業者 以外
内航海運のグリーン化に資する船舶					
環境負荷低減、物流効率化等に 資する新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ（注A）	80%		-0.3%	
	L N G 燃料船（注B）				
二酸化炭素低減化船	先進二酸化炭素低減化船 （16%以上）（注C）	80%		-0.3%	
	高度二酸化炭素低減化船 （12%以上）（注D）				
	10%低減化船（注E）	80%	70%	-0.2%	±0
海洋汚染防止対策船	二重船殻構造を有する油送船及び特 殊タンク船（注F）	80%		-0.2% （注Q）	
	二重船底構造を有する油送船及び特 殊タンク船（注G）	70%		+0.2%	
物流効率化に資する船舶					
モーダルシフト船（注H） （RORO, コンテナ, 自動車専用船）	高度モーダルシフト船（注I）	80%	70%	-0.3%	
	内航フィーダーの充実に資する船舶 （注J）			-0.3%	
	上記以外			±0	

上乗せ要件		基準利率からの増減
事業基盤強化に資する船舶（注K）		
第一種登録船舶管理事業者と管理の全部について管理契約を締結する若しくは合併をする事業者の船舶		-0.2%
第二種登録船舶管理事業者と管理の一部について管理契約を締結する事業者の船舶		-0.1%
船員雇用対策に資する船舶		
35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶（注L）		-0.1%
35歳未満の女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶（注M）		-0.2%
荷役設備以外の基準を満たす労働環境改善船（注N）		-0.1%
荷役設備を含む全ての基準を満たす労働環境改善船（注O）		-0.2%

※注(A) 環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶基準（別添1）のうち、スーパーエコシップの要件に適合する船舶をいいます。

(B) 環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶基準（別添1）のうち、LNG燃料船の要件に適合する船舶をいいます。

(C) 二酸化炭素低減化船基準（別添2）のうち、先進二酸化炭素低減化船の要件に適合する船舶をいいます。

(D) 二酸化炭素低減化船基準（別添2）のうち、一般二酸化炭素低減化船の要件に適合する船舶で低減率が12%以上となるものをいいます。

(E) 二酸化炭素の低減率が二酸化炭素低減化船基準（別添2）に基づき10%以上となる船舶をいいます。

- (F) 二重船殻構造を有する油送船または特殊タンク船であって、二重船殻構造船基準（別添３）に適合する船舶をいいます。
- (G) 二重船底構造を有する油送船または特殊タンク船であって、海洋汚染防止対策船基準（別添４）に適合する船舶をいいます。
- (H) RORO船、コンテナ船、自動車専用船、その他モーダルシフトに資すると機構が認めた船舶をいいます。
- (I) モーダルシフト船のうち、被代替船と比較して貨物積載能力が増加する等、高度モーダルシフト船に関する基準（別添５）に適合した船舶をいいます。
- (J) 国際コンテナ戦略港湾に就航し、外国貿易用コンテナを輸送するコンテナ専用船であって、内航フィーダーの充実に資する船舶に関する基準（別添６）に適合した船舶をいいます。
- (K) 事業基盤強化実施事業者に関する基準（別添７）に適合すると機構が認めた事業者が建造する船舶をいいます。
- (L) 若年船員雇用事業者及び女性船員等雇用事業者に関する基準（別添８）のうち、若年船員雇用事業者に適合する事業者が建造する船舶をいいます。
- (M) 若年船員雇用事業者及び女性船員等雇用事業者に関する基準（別添８）のうち、女性船員等雇用事業者に適合する事業者が建造する船舶をいいます。
- (N) 労働環境改善船基準（別添９）の設備要件のうち、労働負担軽減設備を施設し、居住環境改善措置を講じた船舶をいいます。
- (O) 労働環境改善船基準（別添９）の設備要件のうち、労働負担軽減設備を施設し、居住環境改善措置を講じるとともに、荷役作業軽減設備を施設した船舶をいいます。
- (P) 中小企業者とは、資本金３億円以下又は従業員300人以下の事業者をいいます。
- (Q) 法令等により二重船殻構造を有することが義務付けられている船舶は金利引き下げの対象から除外されます。

環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶基準

1 総則

環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶とは、次のいずれかの船舶をいう。

(1) スーパーエコシップ

電気推進システムを採用することにより、環境負荷低減、物流効率化等が図られている船舶をいう。

(2) LNG燃料船

LNG（液化天然ガス）を燃料として使用する船舶をいう。

2 設計要件

船舶の設計が以下の要件を満足すること。

(1) スーパーエコシップ

- ① 船舶の推進システムのうち、通常の航行に必要な推力を供給するものが以下のアの設備のみ又はア及びイの設備の組合せにより構成されていること。また、当該推進システムを構成する発電用原動機又は推進器駆動用原動機のひとつに異常が生じた場合においても船舶の運航に支障がないこと。

ア 発電用原動機、発電機、インバーター(又はコンペンセータ)、推進器駆動用電動機、推進器等により構成される電気推進ユニット

イ 推進器駆動用原動機、推進器等により構成される原動機推進ユニット

- ② 以下のいずれかの措置を講じることにより、エネルギー効率の向上が図られていること。

ア バトックフロー船型その他の推進効率の向上に資すると機構が認める技術の採用

イ 電動荷役システムの採用その他のパワーマネジメントの最適化に資すると機構が認める措置

(2) LNG燃料船

- ① 船舶からの二酸化炭素（CO₂）、硫黄酸化物（SO_x）及び粒子状物質（PM）の排出量を削減することができること。

- ② 機構が認めた計算方法により算出した二酸化炭素の排出量の低減率が16%以上であること。

二酸化炭素低減化船基準

1 総則

二酸化炭素低減化船とは、船舶の設計が次のいずれかの要件に適合する船舶をいう。

- (1) 一般二酸化炭素低減化船の要件
- (2) 先進二酸化炭素低減化船の要件

2 一般二酸化炭素低減化船の要件

以下の(1)～(4)の各低減率(%)を加算した合計が10%以上であること。

(1) 主機関燃料消費率(g/KW・時間)の低減率

- ① 貨物船の機関であって5,000KW以下の場合：

$$\{1 - \text{建造船連続最大出力燃料消費率} \div (331.65X^{-0.0695})\} \times 100$$

X：建造船の連続最大出力(KW)

- ② 貨物船の機関であって5,000KWを超える場合：

$$\{1 - \text{建造船連続最大出力燃料消費率} \div (198.01X^{-0.0098})\} \times 100$$

X：建造船の連続最大出力(KW)

- ③ 旅客船の機関であって5,000KW以下の場合：

$$\{1 - \text{建造船連続最大出力燃料消費率} \div (295.47X^{-0.0471})\} \times 100$$

X：建造船の連続最大出力(KW)

- ④ 旅客船の機関であって5,000KWを超える場合：

$$\{1 - \text{建造船連続最大出力燃料消費率} \div (214.91X^{-0.0098})\} \times 100$$

X：建造船の連続最大出力(KW)

- ⑤ 第1号から第4号までによることが適当でない場合：機構が認める低減率

(2) 推進効率向上設備

次の設備等を設置した場合は、それぞれ次の低減率とする。ただし、①と②は加算しない。

- ① 推進効率向上型のプロペラ(ボスキャップフィン等)：3%
- ② 大直径プロペラ：3%
- ③ その他：機構が認める低減率

(3) 運航改善設備

次の設備を1以上設置した場合は、低減率を2%とする。ただし、旅客船にあつては、当該船舶が航行する航路の距離等を勘案し、機構が認める低減率とすることができる。

- ① サイドスラスト
- ② 特殊舵
- ③ 可変ピッチプロペラ装置
- ④ その他：機構が認める設備

(4) 廃熱等回収設備

主機関の廃熱等(排気ガス等)の再利用機器設備による低減率は、設備機器の回収出力(軸発電装置は最大出力の20%、その他は100%)と主機関の連続最大出力(100%)との比により算出する。

- ① 排気ガスエコノマイザ(ただし、算出した低減率が5.0%を超える場合は船内の必要熱量を勘案して機構が認める低減率とする。)
- ② 軸発電機装置
- ③ 冷却清水利用
- ④ その他：機構が認める低減率

3 先進二酸化炭素低減化船の要件

以下の(1)又は(2)の要件に適合するものであること。

(1) 建造船が次の①及び②の要件を満足するものであること。

- ① 先進的な船型開発を行った船型であって、建造船で要求される輸送能力を維持しつつ、建造船に搭載される主機関により実海域（航行中の波浪条件）での航海速力を確保できること。この場合において、建造船の実海域における航海速力は、建造船の船体線図を用いて機構が適当と認める水槽試験により得られた平水中速力馬力曲線をもとに、機構が認めた計算方法により算出したものであること。
- ② 次式により算出した単位当たり二酸化炭素排出量（単位当たりの貨物等を1海里輸送するために排出する二酸化炭素の排出量。以下同じ。）の低減率が16%以上であること。

$$1 - \frac{\text{建造船の単位当たり二酸化炭素排出量}}{\text{基準船の単位当たり二酸化炭素排出量}} \times 100 (\%)$$

この場合において、建造船及び基準船の単位当たり二酸化炭素排出量は、次のア及びイによる。

ア 建造船の単位当たり二酸化炭素排出量

建造船の単位当たり二酸化炭素排出量は、次式により算出するものとする。

$$\frac{C_F \times \text{主機出力} \times \text{主機燃費} + C_F \times \text{補機出力} \times \text{補機燃費} + C_F \times \text{ボイラ等出力} \times \text{ボイラ等燃費}}{\text{輸送能力} \times \text{実海域速力}}$$

この場合において、

C_F は、二酸化炭素排出係数で使用燃料の種類に応じ次に掲げる値

A重油の場合：3.206

C重油の場合：3.1144

その他の場合：機構が認める値

主機出力は、搭載される主機の連続最大出力に0.75を乗じた出力（KW）

主機燃費は、主機の連続最大出力燃料消費率（g/KW・時間）

補機出力は、航海中に必要な補助機関の出力（KW）

補機燃費は、補助機関の連続最大出力燃料消費率 ($\text{g}/\text{KW} \cdot \text{時間}$)

ボイラ等出力は、建造船に搭載される貨物、燃料等の加熱又は保温に利用する設備（航海中に使用するものであって燃料を燃焼することにより出力を得るものに限る。）の航海中に必要な出力 (KW)

ボイラ等燃費は、ボイラ等出力時の燃料消費率 ($\text{g}/\text{KW} \cdot \text{時間}$)

輸送能力は、貨物船では載貨重量（トン）（その他の船舶では機構の認める値）

実海域速力は、上記①の規定により算出された速力（海里／時間）

イ 基準船単位当たり二酸化炭素排出量

基準船の単位当たり二酸化炭素排出量は、船種、搭載貨物等を考慮して機構が定める値とする。

(2) 499総トン型鋼材運搬船であって、機構が提供する船型データ等を使用したものであること。

二重船殻構造船基準

1 総則

二重船殻構造船とは、貨物槽の構造が本基準に適合する油送船又は有害液体物資を運搬する特殊タンク船をいう。

2 貨物槽の構造基準

(1) 油送船

- ① 載貨重量トン数600トン未満のタンカーは、海洋汚染防止等及び海外災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）第17条第5号及び第8号又はこれに準ずるものとして機構が認めたものによる。この場合において、同条第5号の「載貨重量トン数600トン以上5000トン未満」とあるのは、「載貨重量トン数600トン未満」と読み替えるものとする。但し、同条第5号イのただし書きは、適用しない。
- ② 載貨重量トン数600トン以上のタンカーは、技術基準省令第17条第5号から第9号まで及び第12号による。但し、同条第5号イのただし書きは、適用しない。

(2) 特殊タンク船

- ① タイプ1船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）第308条第1号に規定されているもの）及びタイプ1G船（危規則第241条第1号に規定されているもの）は、技術基準省令第32条第1号及び第2号による。
- ② タイプ2船（危規則第308条第2号に規定されているもの）及びタイプ2G船（危規則第241条第2号に規定されているもの）は、技術基準省令第32条第1号（イを除く）及び第2号による。
- ③ タイプ3船（危規則第308条第3号に規定されているもの）及びタイプ3G船（危規則第241条第3号に規定されているもの）は、技術基準省令第32条第1号（イを除く）及び第2号による。

海洋汚染防止対策船基準

1 総則

海洋汚染防止対策船とは、貨物槽の構造が本基準に適合する油送船又は有害液体物資を運搬する特殊タンク船をいう。

2 貨物槽の構造基準

(1) 油送船

- ① 載貨重量トン数600トン未満のタンカーは、海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規程に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）第17条第5号及び第8号による。この場合において、同条第5号の「載貨重量トン数600トン以上5000トン未満」とあるのは、「載貨重量トン数600トン未満」と読み替えるものとする。
- ② 載貨重量トン数600トン以上のタンカーは、技術基準省令第17条第5号から第9号まで及び第12号による。

(2) 特殊タンク船

- ① タイプ1船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）第308条第1号に規定されているもの）及びタイプ1G船（危規則第241条第1号に規定されているもの）は、技術基準省令第32条第1号及び第2号による。
- ② タイプ2船（危規則第308条第2号に規定されているもの）及びタイプ2G船（危規則第241条第2号に規定されているもの）は、技術基準省令第32条第1号（イを除く）及び第2号による。
- ③ タイプ3船（危規則第308条第3号に規定されているもの）及びタイプ3G船（危規則第241条第3号に規定されているもの）は、技術基準省令第32条第1号（イ、ロを除く）及び第2号による。

高度モーダルシフト船に関する基準

下記1の船舶であって、下記2のいずれかの要件に該当する場合には、高度モーダルシフト船とする。

1. 対象船舶

- (1) 中・長距離フェリー（起点及び終点間の航行距離が100キロメートル以上の航路（離島航路を除く。）であって、当該航路の全部又は一部が陸上の交通路を代替することが可能であるものに就航するカーフェリーをいう。）
- (2) RORO船（船舶防火構造規則第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第18号の車両区域を有する貨物船をいう。）
- (3) コンテナ船（専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有する船舶をいう。）
- (4) 自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）

2. 要件

- (1) 上記1. 対象船舶以外の船舶を被代替船とし、上記1. 対象船舶を建造するもの
- (2) 上記1. 対象船舶を被代替船とし、上記1. 対象船舶を建造する場合であって、被代替船と比べ、貨物積載能力が増加するもの
 - ① 貨物積載能力とは、載貨重量とする。
 - ② 建造船舶の貨物積載能力については、設計値により判定する。
 - ③被代替船の貨物積載能力については、以下にいずれかに定める貨物積載能力とする。
 - (i) 機構の船舶明細書等、公的書面に記載された載貨重量
 - (ii) 載貨重量鑑定書に記載された載貨重量
 - (iii) 完成重量重心トリム計算書に記載された載貨重量
 - (iv) (i)～(iii)がない場合、機構が算出する載貨重量
- (3) 輸送力の増強の向上に寄与するもの
 - ① 上記1. 対象船舶を新規航路に就航させるもの。（既存の航路であって、寄港地を増やす場合も含む）
 - ② 上記1. 対象船舶を既存航路に就航させる場合であって、上記1. 対象船舶の隻数の増加等輸送力の増強を図ろうとするもの。
（上記①～②については、新造船投入後の荷主又は運航者の輸送計画を添付）

内航フィーダーの充実に資する船舶に関する基準

1 総則

内航フィーダーの充実に資する船舶とは国際コンテナ戦略港湾に就航し、外国貿易用のコンテナを輸送する内航船舶であって、3の要件に適合する船舶とする。

2 用語の定義

- (1) この基準において、「国際コンテナ戦略港湾」とは、京浜港（東京港、川崎港、横浜港）、阪神港（大阪港、神戸港）を指す。
- (2) この基準において、「コンテナ船」とは、専らコンテナ貨物を輸送する構造を有する船舶を指す。

3 要件

次の各号を全て満たすこと。

- (1) コンテナ船であること。
- (2) 年間42回以上国際コンテナ戦略港湾に寄港し、積載コンテナ貨物の積卸を行うこと。

事業基盤強化実施事業者に関する基準

1 総則

事業基盤強化実施事業者とは 3 の要件に適合する事業者とする。

2 用語の定義

- (1) この基準において、「船員配乗・雇用管理」とは船員の配乗及び雇用に係る管理、「船舶保守管理」とは船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理、「船舶運航実施管理」とは船舶の運航の実施に係る管理をいう。
- (2) この基準において、「第一種登録船舶管理事業者」とは、国土交通省に備える登録船舶管理事業者登録簿に登録を受け、「船員配乗・雇用管理」、「船舶保守管理」、「船舶運航実施管理」の全ての管理を行う事業者をいう。
- (3) この基準において、「第二種登録船舶管理事業者」とは、国土交通省に備える登録船舶管理事業者登録簿に登録を受け、「船舶保守管理」のうち入渠している船舶に係るものに限って行う事業者をいう。

3 要件

次の各号に掲げるいずれかの事業者であって、当該事業者が建造する共有貨物船に関して事業基盤強化等に資すると機構が認める事業者とする。

- (1) 第一種登録船舶管理事業者との間で建造船舶の竣工日までに全ての管理において、3 年以上の管理契約を締結する事業者
- (2) 第一種登録船舶管理事業者又は登録を受ける以前を含めて複数隻の管理契約を行った実績がある第二種登録船舶管理事業者との間で建造船舶の竣工日までに船舶保守管理のうち入渠している船舶に係るものに限って、3 年以上の管理契約を締結する事業者
- (3) 共有建造申込日から遡って 5 年以内に他の内航海運事業者と合併を行った又は竣工日までに合併を行う事業者

若年船員雇用事業者及び女性船員等雇用事業者に関する基準

1 総則

(1)若年船員雇用事業者

2 (1)及び2 (2)(ア)を満たす事業者をいう。

(2)女性船員等雇用事業者

2 (1)及び2 (2)(イ)を満たす事業者をいう。

(3) 船員教育機関卒業者

船員教育機関卒業者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア)大学に設置された学部であって、登録船舶職員養成施設の課程を修了した者

(イ)独立行政法人海技教育機構に設置された課程であって、登録船舶職員養成施設の課程を修了した者

(ウ)独立行政法人国立高等専門学校に設置された商船に関する教育を行う学科であって、登録船舶職員養成施設の課程を修了した者

2 要件

建造する事業者が次の各号を全て満たすこと。

(1) 日本船舶・船員確保計画

竣工時に、海上運送法第 35 条第 3 項の規定により国土交通大臣から認定された実行中の「日本船舶・船員確保計画」を有すること。

(2) 船員雇用

「日本船舶・船員確保計画」に基づき、以下のいずれかに該当する船員未経験者を 1 人以上かつ 6 か月以上雇用していると認められること。

(ア) 35 歳未満の者

(イ) 35 歳未満の者であって、退職自衛官、女性（甲板部、機関部又は無線部の職員又は部員に限る。）及び船員教育機関卒業者以外の者

(3) 共有契約締結時（竣工時）において、既に軽減利率の適用となる雇用が行われている場合には、当該船員が共有契約締結時（竣工時）に継続雇用されていること。

(4) 同一事業者が複数隻を共有建造する場合には、それぞれの船舶が個別に前 3 号の要件を満たしていること。

3 利率軽減の適用期間

利率軽減が適用される期間は次のとおりとする。

(1) 共有契約締結時（竣工時）に既に軽減利率の適用対象となる雇用が行われていると認められる場合は、共有契約締結時（竣工時）から共有期間満了まで。

(2) 共有契約締結後（竣工後）に軽減利率の適用対象となる雇用が行われた場合は、当該雇用の開始日から共有期間満了まで。但し、雇用が行われたことが機構において確認できた日（以下「雇用確認日」という。）を基準として、当該雇用の開始日が前年度に属する場合には、雇用確認日が属する年度の4月分の船舶使用料から共有期間満了まで。

労働環境改善船基準

1 総則

この基準に定める労働環境改善船とは、船員の労働負担軽減及び居住環境改善に資するための措置等を講じた以下の船舶をいう。

- (1) 労働負担軽減設備を施設し、居住環境改善措置を講じた船舶
- (2) 上記(1)に加え、荷役作業軽減設備を施設した船舶

2 労働環境改善船の設備等

- (1) 労働負担軽減設備とは、次に掲げる設備等をいう。

① 通信設備等

イ 船陸間通信のための設備

- ・主として航行する水域において、②に掲げる航海設備等（推進用機関を除く。）、パーソナルコンピュータその他の通信端末機器を携帯電話の通信回線等を通じてインターネットに接続するものであること。

ロ 船内ローカルネットワーク設備（船内 LAN）

- ・操舵室、機関室（機関監視室を含む。）、事務室、船員室及び食堂においてパーソナルコンピュータその他の通信端末機器を接続できるものであること。
- ・イに掲げた設備によりインターネットに接続できるものであること。

ハ 無線 LAN 設備（Wi-Fi 設備）

- ・船員室及び食堂においては、Wi-Fi によりインターネットに接続できるよう措置されていること。

② 航海設備等

イ 航海情報集約表示装置

- ・海上保安庁刊行の航海用電子海図（ENC）又は一般財団法人日本水路協会刊行の航海用電子参考図(new pec)のデータを使用するものであること。
- ・衛星航法装置（GPS）、コンパス、船舶自動識別装置から得られる情報を電子海図上に重畳的に表示することができるものであること。
- ・表示する情報を、電子的に出力できるものであること。
- ・①ロに掲げる船内 LAN に接続していること。

ロ 監視カメラ

- ・点検を要する場所、離着岸、荷役等の際に安全確認を要する場所その他船内外を遠隔監視できるものであること。
- ・撮影された画像を、電子的に出力できるものであること。
- ・①ロに掲げる船内 LAN に接続していること。

ハ 推進用機関

- ・燃料に、A 重油、軽油、ガソリン又は液化天然ガスを使用するものであること。

ニ 機関データロガー

- ・主機関の回転数及び燃料消費量その他の主機関の運転に係る情報を取得し、記録できるものであること。
- ・取得した情報が、操舵室及び機関室（機関監視室を含む。）で確認できるものであること。
- ・記録された情報を、電子的に出力できるものであること。
- ・①ロに掲げる船内 LAN に接続していること。

(2) 居住環境改善措置とは、次に掲げる措置等をいう。

① 騒音防止のための措置

船員室の騒音レベルを低減するため、次に掲げる措置が講じられていること。ただし、次に掲げる措置以外の措置により船員室の騒音レベルが十分に低減されると認められる場合にあつては、この限りではない。

- イ 居住区は、機関室で発生した騒音が伝搬しないよう措置されていること。
- ロ 船員室の囲壁及び扉は、十分な遮音性能を有するものであること。
- ハ 発電用補助機関の据付部は、ゴム等により防振支持されていること。

② 空調設備

船員室の空調機は、それぞれの船員室において温度調整が可能なものであること。

(3) 荷役作業軽減設備とは、次に掲げる設備をいう。

① カーフェリー、ロールオン・ロールオフ船又は自動車運搬船の荷役設備

主として使用する車両固縛装置は、次に掲げる要件に適合する車両自動固縛装置であること。

- イ ベルト、ロープ、チェーン又はフックその他車両を固縛するための器具は、車両甲板上に固定して設備されていること。ただし、車両甲板の構造上、設備することが困難と認められる場所を除く。
- ロ 車両を固縛するための器具は、軽量で迅速に車両に取り付けることができるものであり、かつ、容易に解縛できるものであること。
- ハ 固縛時の締め付けを機械力により行うものであること。

② 油送船又は液体化学薬品ばら積船の荷役設備

荷役ポンプは、次に掲げる要件に適合するディープウェルポンプであること。

- イ すべての貨物艙に設置されていること。
- ロ 電動機又は油圧モータにより駆動するものであること。
- ハ 作動、停止、液面確認等荷役時に行われる作業を甲板上で行うことができるものであること。

③ セメント等粉体状の貨物を運搬する船舶の荷役設備

荷役装置は、次に掲げる要件に適合する空気圧送装置であること。

- イ 貨物艙内の粉体を、荷役管内の空気流に浮遊させて荷役するものであること。

- ロ 空気圧送のために使用するコンプレッサー、セラーポンプ、ブロータンク等の機器類は、自動で始動、停止等が行われるものであつて荷役事務室等で操作できるものであること。

運輸機構業務相談室一覧表

地 区	業 務 相 談 室 名 (40箇所)	設 置 場 所	電話番号	所 在 地
京 浜	京浜地区 運輸機構業務相談室	(一社)船舶整備共有船主協会	03(3262)8336	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル 7F
	東 海 //	全国内航カカー海運組合 東海支部	052(651)7195	455-0037 愛知県名古屋港区名港 1-9-12
	清 水 //	静岡県内航海運組合	054(352)3148	424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 1-43
	東 北 //	東北内航海運組合	022(263)2181	980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-8-10 京成老番町ビル 809号
阪 神	阪神地区 運輸機構業務相談室	阪神地区船舶整備共有船主会	078(331)3861	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 8 神港ビル 603
	大 阪 //	全国内航カカー海運組合 関西・葉槽船支部	06(6448)6691	550-0003 大阪府大阪市西区京町堀 1-3-13 辰巳ビル 9F
	和歌山 //	和歌山県海運組合	0734(33)4043	640-8287 和歌山県和歌山市築港 3-23
	日 生 //	全日本内航船主海運組合 中国支部	0869(72)2011	701-3202 岡山県備前市日生町寒河 2571-5
中 国	中国地区 運輸機構業務相談室	中国地区船舶整備共有船主会	0848(25)3458	〒722-0002 広島県尾道市古浜町 27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3F
	岡山県西部 //	長鋪汽船株式会社	0865(67)2311	714-0034 岡山県笠岡市神島外浦 2776-2
	三原・竹原 //	全国内航カカー海運組合 中国支部	0848(62)3839	723-0014 広島県三原市城町 3-1-1
	蒲 刈 //	広島県内航海運組合 蒲刈支部	0823(65)2262	737-0301 広島県呉市下蒲刈町下島2361-7 呉市役所下蒲刈支所内
	呉・音戸 //	広島県内航海運組合 呉支部	0823(25)0887	737-0029 広島県呉市宝町9-25
	倉 橋 //	広島県内航海運組合 倉橋支部	0823(56)0216	737-1377 広島県呉市倉橋町乙 7032
	広島・似島・大柿 //	中国地方海運組合連合会	082(258)2377	732-0827 広島県広島市南区稻荷町 4-5 尾崎ビル2F
	山 口 //	山口県内航海運組合	0834(21)0505	745-0025 山口県周南市築港町 13-38 徳山下松港湾福祉センター内
東 四 国	東四国地区 運輸機構業務相談室	東四国船舶整備共有船主会	087(851)0833	〒760-0020 香川県高松市錦町 1-21-3 開拓ビル4F
	小豆島 //	浜野海運株式会社	0879(62)0605	761-4106 香川県小豆郡土庄町甲267-80
	徳 島 //	徳島県内航海運組合	088(664)4570	770-0873 徳島県徳島市東沖洲 2-14 沖洲マリンターミナルビル1F
	鳴 門 //	徳島県内航海運組合 鳴門支部	088(685)6360	772-0012 徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組番外 1-5
	阿 南 //	全日本内航船主海運組合 徳島県支部	0884(23)4710	774-0005 徳島県阿南市向原町下ノ浜 1-7
	高 知 //	高知県海運組合	088(832)0271	780-8010 高知県高知市棧橋通 5-5-4
	宿 毛 //	若宮汽船株式会社	0880(65)7000	788-0013 高知県宿毛市片島 14-31
	愛媛地区 運輸機構業務相談室	愛媛船舶整備共有船主会	089(943)6630	〒790-0022 愛媛県松山市永代町13松山第2電気ビル3F
愛 媛	松 山 //	松山地方海運組合	089(951)1715	791-8058 愛媛県松山市海岸通 1455-1 地先
	新居浜 //	新居浜地区海運組合	0897(37)2475	792-0011 愛媛県新居浜市西原町 2-7-21 新居浜港湾福祉会館
	伯 方 //	伯方地区海運協同組合	0897(72)0024	794-2305 愛媛県今治市伯方町木浦甲 4625
	波 方 //	波方船舶協同組合	0898(41)9326	799-2101 愛媛県今治市波方町波方甲 2265-2
	今 治 //	今治船舶組合	0898(24)1383	794-0013 愛媛県今治市片原町 1丁目100番地3 みなと交流センター3F
	南 予 //	南予内航海運組合	0895(22)4776	798-0003 愛媛県宇和島市住吉町 2-7-14
	九州地区 運輸機構業務相談室	九州地区船舶整備共有船主会	092(483)6785	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-13 芙蓉ビル3F
九 州	関 門 //	関門地区海運組合	093(332)5354	801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-4-20 第一村本ビル5F
	博 多 //	全国内航カカー海運組合 西部支部	083(223)8425	750-0017 山口県下関市細江新町 1-1 下関海運ビル
	博多地区海運組合		092(271)0678	812-0032 福岡県福岡市博多区石城町 12-5 ウィンクス石城町101号
	老 岐 //	老岐地区海運組合	0920(47)0681	811-5136 長崎県老岐市郷ノ浦町片原触253-7
	長 崎 //	長崎地区海運組合	095(822)0946	850-0035 長崎県長崎市元船町 6-6 松尾ビル 308
	熊 本 //	熊本県海運組合	0969(56)2928	861-6102 熊本県上天草市松島町大字合津無番地
	三 角 //	全日本内航船主海運組合 三角連絡所	0964(52)2683	869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦1160-85
	大 分 //	大分県海運組合	097(599)5655	870-0932 大分県大分市東浜1-4-12 晃亜ビル205号 大分県海運組合内
	鹿児島 //	鹿児島県内航海運組合	099(222)8617	892-0823 鹿児島県鹿児島市住吉町 13-6 鹿児島荷役海陸運輸ビル 2F